

〔研究論文〕

アンセルムスの原罪論

山崎 裕子¹⁾

〔Article〕

St. Anselm's Theory of Original Sin

Hiroko YAMAZAKI

Abstract

In this paper St. Anselm's theory of original sin is considered in comparison with Peter Abelard's understanding of original sin.

Anselm of Canterbury concludes that every sin is an injustice and that original sin is sin in an absolute sense. Moreover, he says that it is a sin to consent to appetites when one ought not to. But original sin is not a sin that we ourselves commit. It is transmitted as a result of the act by Adam and Eve. Transmission of sin and committing a sin are essentially incompatible. Why does Anselm claim that original sin is sin in an absolute sense?

For Anselm, original sin is the absence of required original justice. Original justice is given by God and if it is abandoned, God is dishonored. Therefore, the honor of God is the criterion for committing a sin. If order is violated, God is dishonored. One is required to keep original justice, and ever since the first parents' sin God requires satisfaction from the sinner, because human nature has incurred corruption. Corruption means disorder. There is no difference between original sin and actual sin in the point that sin brings dishonor to God.

Anselm's understanding of original sin is characteristic of his theology that the honor of God, the keeping of justice and the beauty of order are connected with each other.

キリスト教では、罪を自罪と原罪とに分け、人間がみずから犯す自罪と人が生まれながらに負う原罪を考える²⁾。自分がそのことを行っているか否かが、自罪であるかどうかを判断する基準となるのである。

カンタベリーのアンセルムス(Anselmus Cantuariensis, 1033 – 1109)は、『処女懐妊と原罪について(De conceptu virginali et de originali peccato)』第3章において、原罪は絶対的な意味において罪であり、不義であると述べている³⁾。そして次の章で、欲望は、同意してはならない時に、意志によってこ

1) やまざきひろこ：文教大学国際学部国際理解学科教授

2) 本稿は、次の拙論を日本語訳し、加筆修正したものである。Hiroko Yamazaki, *Anselm and Abelard on Original Sin, Anselm and Abelard: Investigations and Juxtapositions*, ed. by G. E. M. Gasper and H. Kohlenberger, Pontifical Institute of Medieval Studies, Toronto, 2006, pp. 172-178.

3) Anselmus Cantuariensis, *De conceptu virginali et de originali peccato*, 3: F. S. Schmitt (ed.), *S. Anselmi Opera Omnia II*, Stuttgart-Bad Cannstatt: fromann-holzboog, 1968, 142, 31 – 143, 1.

の欲望に同意する人間のみを不義とすると言う⁴⁾。すなわち、アンセルムスは、同意してはならないときに意志によって欲望に同意する人間のみが不義であると考えたと共に原罪は不義であるとしているので、原罪が意志を伴うものとして解されているかのように思われるかもしれない。

しかし、自罪がみずからの意志によって犯す罪であるのに対し、原罪には同意が伴わない。原罪は、アダムとエバの行為の結果として伝えられ、私たち自身が犯す罪ではないからである。罪が伝わることと罪を犯すことは、本質的に相容れないことである。では、なぜアンセルムスは、同意してはならないときに意志によって欲望に同意するときに不義となると考えるにもかかわらず、同意を伴うことのない原罪が絶対的な意味で罪であり不義であると主張するのだろうか。また、どのような道筋によって、そのような主張をするに至ったのだろうか。

他方、ペトルス・アベラルドゥス(Petrus Abaelardus, 1079 – 1142)は、たとえ実際の行為に至らなくても、悪い意志に同意するだけで罪であると考えたことで知られている。本稿では、アンセルムスによる原罪理解の特性について、アベラルドゥスのそれと比較しつつ明らかにしていきたい。

I. なぜアンセルムスは、原罪を絶対的な意味で罪であり不義であると見なすのか。

アンセルムスは、『処女懐妊と原罪について』第3章において、次のように言う。

「ゆえに、すべての罪は不義であり、原罪は絶対的な意味で罪である。したがって、原罪は不義でもあるということになる」

“Quare omne peccatum est iniustitia, et originale peccatum est *absolute* peccatum. Unde sequitur quia est et iniustitia.”⁵⁾

この文章で、原罪はどのような意味合いで不義とされているのだろうか。アンセルムスが、原罪について実際に私たちが犯す罪と同様な罪であるとは考えづらい。というのも、原罪は、私たちが犯す私たち自身の罪ではないので、原罪が絶対的な意味で罪であるという考えは一般的にはそぐわないからである。そこで、なぜアンセルムスが原罪を絶対的な意味で罪であると見なすのかを理解するために、アダムとエバに与えられていた原初の正義(iustitia originalis)についてまず考えてみたい。

I – 1. 原初の正義

アンセルムスは、正義には原初の正義(iustitia originalis)と位格的正義(iustitia personalis)の二種類があると言う。正義とはアンセルムスによれば、「それ自体のために保持される意志のrectitudo」⁶⁾である。原初の正義は、人祖(primi parentes)であるアダムとエバが全く罪のない状態で義にかなっ

4) *Ibid.*, 4: F. S. Schmitt II, 144, 11-12.

5) *Ibid.*, 3: F. S. Schmitt II, 142, 31 – 143, 1. イタリクスは引用者による。

6) Anselmus Cantuariensis, *De veritate*, 12: F. S. Schmitt I, 194, 26. “Iustitia igitur est rectitudo voluntatis propter se servata.” 『真理論』における上記の正義の定義は *De conceptu virginali et de originali peccato*, 3: F. S. Schmitt II, 143, 7 で再出する。レクティトゥード(rectitudo)は「正しさ」と長らく訳されてきたが、古田暁訳『アンセルムス全集』以降、「正直(せいちよく)」という訳語が用いられることが多くなった。ここでは *rectitudo* としておく。

て創られた時に保持されていた⁷⁾。このことは、彼らが人類として存在したその瞬間から義であったことを意味する⁸⁾。

他方、不義の者が最初から持っていたのではなかった正義を授けられる時、正義は「位格的」と呼ぶことができる⁹⁾。各人は、その人の位格によって他の人から識別され、たとえば、「この人」「あの人」と呼ばれるときやその人自身の名前で呼ばれるときにそれに該当する¹⁰⁾。みずから罪を犯すときに位格的正義が失われ、原初の正義が失われたときに原罪が生じる。

I-2. あるべき[原初の]正義の欠如 (*absentia debitae iustitiae [originalis]*) としての原罪

もしあるべき正義が放棄されるならば、それは「あるべき正義の欠如」を意味する。そして、もしあるべき原初の正義が放棄されるならば、それは「あるべき原初の正義の欠如 (*absentia debitae iustitiae originalis*)」¹¹⁾を意味する。これが原罪である。

アンセルムスは、原罪は不義であると考え。というのも、もし罪が不義であり、そして原罪が罪であるならば、原罪は不義でもあるからである¹²⁾。このように、正義という観点からすると、アンセルムスは原罪と自罪(みずから犯す罪)を同じことと見なしているかのようと思われる。この場合、原罪と自罪に共通するのは、「正義の欠如」ということである。自罪はみずから犯した罪で、原罪は人祖から伝えられたものである。両者の違いは、罪が私たち自身によって犯されたのか、人祖に由来するのか、の違いである。アンセルムスにとって重要であるのは、人が、あるべき正義を保持しているか否かということである。もしあるべき正義が保持され得ないならば、不義を意味する。それゆえ、それは絶対的な意味で罪となる。

Tonerは、原罪を定義づけるに際して現代の神学者たちが「原初の正義」と「成聖の恩寵 (*gratia sanctificans*)」の用語を同じ意味として用い、概して、その同一視がアンセルムスに由来すると理解していることに疑問を投げかけている。Tonerによれば、アンセルムスが原初の正義によって表わそうとしたことは、成聖の恩寵とはまったく異なるものである。そして、罪を情欲 (*concupiscentia*) と結びつけるアウグスティヌスの考えを論駁することを意図して、アンセルムスは原罪論を執筆したと Tonerは見なす。情欲は原罪の構成要素とはなりえないからである¹³⁾。

アンセルムスは、自罪と原罪の違いを認めつつも、その共通点を注視し、彼独自の原罪論を展開している。アンセルムスが原罪を絶対的な意味で罪であり不義であると思なしたのは、原罪と自罪には、人祖によるのか私たちに由るのかという行為者の違いがあるとしても、正義の欠如という観点からすると、何が罪であるかについて、違いが生じないということによる。

7) *De conceptu virginali et de originali peccato*, 1: F. S. Schmitt II, 140, 12-14. “Sed quod ab initio humanae naturae descendat non videtur, quoniam origo illius iusta fuit, quando primi parentes iusti facti sunt sine omni peccato.”

8) *Ibid.*, 1: F. S. Schmitt II, 141, 2-4. “Siquidem ADAM et EVA ‘originaliter’, hoc est in ipso sui initio mox ut homines extiterunt, sine intervallo simul iusti fuerunt.”

9) *Ibid.*, 1: F. S. Schmitt II, 141, 4-5. “‘Personalis’ autem dici potest iustitia, cum iniustus accipit iustitiam, quam ab origine non habuit.”

10) *Ibid.*, 1: F. S. Schmitt II, 140, 18-21. “Licet enim in unoquoque homine simul sint et natura qua est homo, sicut sunt omnes alii, et persona qua discernitur ab aliis, ut cum dicitur ‘iste’ vel ‘ille,’ sive proprio nomine, ut ADAM aut ABEL, . . .”

11) *Ibid.*, 27: F. S. Schmitt II, 170, 5-23; 6, II, 147, 19-20.

12) *Ibid.*, 3: F. S. Schmitt II, 142, 20-22. “Nempe originale peccatum esse iniustitiam dubitari non debet. Nam si omne peccatum est iniustitia et originale peccatum est peccatum, utique est et iniustitia.”

13) P. J. Toner, “St. Anselm’s Definition of Original Sin,” in *Irish Theological Quarterly* 3 (1908), pp. 425-428.

II. アンセルムスによる原罪理解の特性

アンセルムスによれば、原罪は、「あるべき原初の正義の欠如」である。しかし、アンセルムスはそれにもかかわらず、神が罪のために人を罰するとき、あるべき正義が欠如したために罰するとは考えない。なぜアンセルムスは、あるべき正義の欠如が人を罰するに至る理由であると考えないのか。そして、このことは、何を意味しているのだろうか。

II-1. 正義と神の栄誉

『処女懐妊と原罪について』第6章で、アンセルムスは、「正義の欠如は、正義があるべき場合も、なくてよい場合も、ひとしく無であるが、神が罪びとたちを無 (nihil) のためにではなく、何ものか (aliquid) のために罰するのは正しい¹⁴⁾」と語る。すなわち、あるべき正義の欠如は無であるが、神が罪びとを罰するのは、何ものかのためになのである。では、この場合の「何ものか (aliquid)」とは何か。そして、どのような理由で神は罪びとを罰するのだろうか。

『クルル・デウス・ホモ』において、アンセルムスは、罪を犯すことについて、次のように表現する。

「神に負うこの栄誉を神に返さない者は、神に属するものを神から奪い、神の栄誉を損ねることになる。これが罪を犯すことである。」

“Hunc honorem debitum qui deo non reddit, aufert deo quod suum est, et deum exhonorat; et hoc est peccare.”¹⁵⁾

アンセルムスにとって、神の栄誉を損ねることが罪を犯すことである。あるべき正義の欠如は、神の栄誉を損ねることを意味し、反秩序をも意味する。その結果、神は罪びとに、神に帰すべき栄誉を要求する¹⁶⁾。したがって、神が罪びとを罰するのは、あるべき正義の欠如によるのではなく、神の栄誉を損ねたことによるのである。

それでは、アンセルムスはなぜ、「あるべき原初の正義の欠如」のかわりに「神の栄誉を損ねること」を原罪の定義としないのであろうか。それは二つの理由によるものと思われる。第一に、「あるべき原初の正義 (iustitia originalis) の欠如」という言葉を用いることにより、原罪が自罪と区別されるからであり、第二に、アンセルムスは、正義を保持することがいかに重要であるかを強調したいからである。ひとたび正義を放棄すると、人は自分自身ではそれを取り戻すことはできない¹⁷⁾。それゆえアンセルムスにとって、正義の欠如は、「あるべき原初の正義の欠如」である原罪であれ、「あ

14) *De conceptu virginali et de originali peccato*, 6: F. S. Schmitt II, 147, 12-14. なお、この引用の少し後でアンセルムスは、あるべき正義の欠如は無であると再び語る。Cf. *Ibid.*, 6: F. S. Schmitt II, 147, 20.

15) *Anselmus Cantuariensis, Cur Deus homo*, I, 11: F. S. Schmitt II, 68, 19-21.

16) *De conceptu virginali et de originali peccato*, 6: F. S. Schmitt II, 147, 14-16. “... et debitum sibi honorem quem sponte reddere noluerunt ab invitis exigit, et ne quid inordinatum sit in regno eius, eos separatim a iustis ordine competenti disponit.” Cf. *Cur Deus homo* I, 14: F. S. Schmitt II, 72; I, 12: II, 69.

17) *De concordia praescientiae et praedestinationis et gratiae dei cum libero arbitrio*, quaestio III, 13: F. S. Schmitt II, 287, 14-17. “Perdido igitur instrumento volendi iustitiam, id est rectitudine, nullo modo – nisi per gratiam reddatur – potest voluntas instrumentum velle iustitia.”

るべき正義の欠如¹⁸⁾」である自罪であれ、同じ重みを持つことになる。

II-2. 正義と原罪

人祖の墮罪の後、人間の本性は腐敗したので(*corruptio*)、それ以来、秩序に反して必然性がまったくない状態で罪を犯し、神の栄誉を傷つけた¹⁹⁾。人間の本性は自分の力では神への償いをすることができず²⁰⁾、したがって、放棄した正義を取り戻すことができなかった。このように、アダムは自分に与えられた恩恵を失い、さらに、罪とそれに伴う罰も、彼に与えられた生殖する本性を通して子孫に伝わることとなったのである²¹⁾。

罪のために受けた腐敗とともに、義務が二つ残った。すなわち「与えられた完全な正義をいかなる不義も混じえずに持つ義務(*debitum iustitiae integrae sine omni iniustitia quam accepit*)」と「義務を放棄したことに対して償う義務(*debitum satisfaciendi, quia eam deseruit*)」とである²²⁾。前者の義務は、アダムとエバがこの世に存在したときから人間の本性にあてはまるもので、後者の義務は、アダムとエバが罪を犯した後に生じたものである。

II-3. 幼児における原罪

幼児の場合、原罪はどのように考えられるだろうか。原罪は幼児が理性的魂を持つとすぐに見出される罪であるとされ²³⁾、理性的魂を持つ前に幼児のうちに原罪があると主張することは決してできない²⁴⁾とまでアンセルムスは語る。それにもかかわらず、彼らには原初の正義を保持する義務と人類の最初の罪に対して償う義務がある。アンセルムスは、彼らがこれらの義務を果たすことができない「無力(*impotentia*)」こそが原罪であるとみなしている²⁵⁾。人間の本性には常に、正義を保持するために与えられた能力を保つ義務があり、無力、つまり、そのことができないことは、義務を果たさないことに対する言いわけとはなり得ないからである。

18) Anselmus Cantuariensis, *De casu diaboli*, 16: F. S. Schmitt I, 262, 5-6. “Sufficienter video iniustitiam non esse nisi absentiam iustitiae, ubi debet esse iustitia.”

19) *De conceptu virginali et de originali peccato*, 10: F. S. Schmitt II, 152, 22-24. “Quamobrem quoniam humana natura quae sic erat in ADAM tota, ut nihil de illa extra illum esset, peccando sine omni necessitate deum exhonoravit, . . .”

20) *Ibid.*, 10: F. S. Schmitt II, 152, 24-25.

21) *Ibid.*, 10: F. S. Schmitt II, 152, 25-27.

原罪は、「アダムが神の命令に背いて犯した人類最初の罪」と見なされることが多いが、その考え方は誤解で、正しくは、人祖の罪の結果として生じたある種の反秩序の状態のことを指す。このことについては、次の論考を参照。稲垣良典「トマス・アクィナスにおける自然理解の一側面—原罪論をめぐって—」、小山宙丸編『ヨーロッパ中世の自然観』(創文社、1998年)、167-186ページ、特に181-183ページ。

なお、ドイツ語で原罪を表す用語 *Erbsünde* は、*Erbe* が遺産、遺伝を意味し、*Sünde* が罪を意味することから、罪が遺伝するという表現となり、内容の誤解を招きやすい。原罪の真意を伝えるために *Erbsünde* の代わりに「墮罪状態(*Sündenvorfallenheit*)」という類語を提唱するものとして、次の論稿がある。ゲオルク・クラウス「普遍的墮罪状態—原罪概念に代わる類語—」村上喜良訳、『神学ダイジェスト』第85号(1998年12月)、67-75ページ。

22) *De conceptu virginali et originali peccato*, 2: F. S. Schmitt II, 141, 17-19.

23) *Ibid.*, 27: F. S. Schmitt II, 170, 6-7. “Originale igitur peccatum non aliud intelligo quam quod est in infante, mox ut habet animam rationalem, . . .”

24) *Ibid.*, 3: F. S. Schmitt II, 142, 13-15.

25) *Ibid.*, 2: F. S. Schmitt II, 142, 1-5. “Nec impotentia excusat eam (sc. iniustitiam) in ipsis infantibus, quia in illis non solvit quod debet, quoniam ipsa sibi eam fecit deserendo iustitiam in primis parentibus in quibus tota erat, et semper debetrix est habere potestatem, quam ad semper servandum iustitiam accepit. Hoc videri potest in infantibus originale peccatum.”

Ⅲ. アンセルムスとアベラルドゥスによる原罪の理解

Ⅲ-1. アベラルドゥスによる原罪の理解²⁶⁾

アベラルドゥスは、罪が悪い行為とは同じではないと主張する。罪は「不正な同意(iniustus consensus)」²⁷⁾、「神に対する悔り(contemptum Dei)」²⁸⁾、あるいは「同意すべきではないと思われることに同意すること(consentire in eo in quo credit consentiendum non esse)」²⁹⁾を意味する。しかし、アベラルドゥスのように罪が悪い意志への同意であると理解されるならば、原罪を罪とみなすことは難しいかもしれない。原罪には同意が含まれないからである。アベラルドゥスの考えは、矛盾することなく理解可能だろうか。Kemenyは、“Peter Abelard: An Examination of His Doctrine of Original Sin”³⁰⁾という論文のなかで、アベラルドゥスの原罪の捉え方について、次のことを述べている。

- (1)アベラルドゥスにとって、原罪の性質は、人祖の罪(culpa)のために負った罰(poena)に限定されているということ、
- (2)幼児は原罪の罰のみを有し、それは洗礼で許されるということ、である。たとえ行為が悪くとも、もしその行為が同意することなしにもしくは無知によって為されるのであれば、それは罪ではない。アベラルドゥスにとって、同意のみが罪をもたらすので、原罪は罰でしかないのである。

Kemenyが分析したように、アベラルドゥスが原罪を罰としてのみ捉えているのであるならば、罪には同意が伴うとする考え方と原罪についての理解の仕方が矛盾することはない。しかし、その場合、アベラルドゥスは原罪について、秩序に反した状態にあり罪を犯しやすい状態であると考えているのではないことになる。

Ⅲ-2. 無知に関するアンセルムスとアベラルドゥス

アンセルムスもまた、「同意」に言及している。『処女懐妊と原罪について』第4章においてアンセルムスは、欲望は、同意してはならない時に意志によってこの欲望に同意する人間のみを不義とすると述べている³¹⁾。一見すると、アンセルムスとアベラルドゥスは不正な同意が罪であるという同じ観点を有しているかのように思われる。しかし、両者には明らかな違いがある。アベラルドゥスにとって、無知による行為は、たとえそれが悪い行為であるとしても同意を伴わないので、罪を犯すことを意味しない。他方、アンセルムスは、悪い行為は、神からもたらされた秩序の美しさを

26)本稿では、アベラルドゥスの著作のうち『倫理学(Ethica)』のみを取り上げている。アベラルドゥス『パウロの「ローマの信徒への手紙」注解(Commentaria in Epistolam Pauli ad Romanos)』に関する考察は、別の機会に譲る。

27)D. E. Luscombe (ed. and trans.), *Peter Abelard's Ethics*, Oxford: Clarendon Press, 1979, p. 8.

28)*Ibid.*, p. 16.

29)*Ibid.*, p. 54.

30)Paul C. Kemeny, “Peter Abelard: An Examination of His Doctrine of Original Sin,” in *Journal of Religious History*, Vol. 16, No. 4 (December 1991), pp. 374-386.

31)*De conceptu virginali et de originali peccato*, 4: F. S. Schmitt II, 144, 6-8. “Non enim, [ipsi appetitus] hominem iustum faciunt vel iniustum sentientem, sed iniustum tantum voluntate cum non debet consentientem.” 主語の [ipsi appetitus] は、引用者による補充である。

乱すので、知りつつ意識して行う場合は本来的な意味で、知らずに行う場合は非本来的な意味で、罪を犯すことを意味すると考える。「敵のための祈り」の中で、アンセルムスは次のように書いている——「もし、私が敵に願うことがいつか、無知によってか弱さによってか悪意によって愛の規範をはずれるならば、……」³²⁾。「愛の規範をはずれる (*extra regulam caritatis*)」という表現は、悪を行うことと罪を犯すことの両方の意味を含み持つ。アンセルムスは、この観点において悪を罪から区別しない³³⁾。両者は、愛の規範をはずれ、神から与えられた秩序の美しさ (*ordinis pulchritudo*) を乱し、神の栄誉を損なうという点では同じである³⁴⁾。

自罪が犯されるのは、間違っただけで判断し、なすべきでないことに同意するからである。無知による罪は、なすべきこととなすべきではないことについて無知であることを意味する。アンセルムスにとって重要であるのは、正義を保持しているかどうか、神の栄誉を損ねていないかどうかである。悪しき行為が弱さによるのか無知によるのかは、アンセルムスにとって二次的なことにすぎない。

たとえば、ある人が森の中で野生の動物を矢で打とうとして、見えなかった人をたまたま殺してしまったという場合を考えてみよう。アベラルドゥスにとって、これは、罪の本来的な意味ではない。他方、アンセルムスにとって、知らずになされた悪は、罪の本来的な意味ではないとはいえ、特殊な意味で罪である。その悪自体は意図されていないにもかかわらず、結果として悪がもたらされたからである。それは、なすべきではないことをしたことによる結果であると考えられる。

IV. 結語

アンセルムスにとって、原罪は、あるべき原初の正義の欠如である。原初の正義は神から与えられ、もしそれを放棄するならば、神の栄誉が損なわれる。それゆえ、神の栄誉こそが、罪を犯しているかどうかの基準となる。もし秩序が乱されるならば神の栄誉が損なわれ、人は、原初の正義を保持することが求められる。そして人祖の罪以来、人間の本性は腐敗をこうむってきたので、神は罪びとに償いを要求する。腐敗は反秩序を意味するのである。

神の栄誉を損なうという観点には、自罪と原罪の区別は生じない。アンセルムスが原罪を定義づける際に、神の栄誉という言葉を用いず原初の正義の欠如としたのは、双方の違いを明確にするためである。

他方、アベラルドゥスは、行為ではなく同意が、罪を犯すことの試金石であることを強調する。その結果、原罪は同意を伴わないので、罪ではなく罰として説明される。

以上のことから、アンセルムスによる原罪の理解は、「神の栄誉」「あるべき正義の保持」「秩序」が互いに密接に関連した、彼の神学と哲学に固有のものであると見なすことができるであろう。

32) *Oratio pro inimicis* (*Oratio* 19): F. S. Schmitt II, 73, 17-18.

33) アンセルムスが、「愛の規範をはずれる」という観点から悪を罪と区別しないことについては、次の拙稿を参照。山崎裕子「愛のひずみとしての悪—アンセルムスの『悪の哲学』—」、稲垣良典編『教養の源泉をたずねて—古典との対話—』創文社、2000年、65—79ページ。

34) アンセルムスが秩序の美しさについて神の栄誉との関係で捉えていることについては、次の拙稿を参照。山崎裕子「アンセルムスの秩序論」、京大中世哲学研究会『中世哲学研究』17号(1998年)、18—25ページ。

Hiroko Yamazaki, “*Ordinis Pulchritudo* and Evil in St. Anselm’s *Cur Deus homo*,” in P. Gilbert, H. Kohlenberger and E. Salmann (eds.), *Cur Deus homo. Atti del congresso Anselmiano internazionale*, Roma 1998 (*Studia Anselmiana* 128), Pontificio Ateneo S. Anselmo, Roma, 1999, pp. 709-715.

参考文献

一次文献(原典と翻訳)

- Peter Abelard's *Ethics*, D. E. Luscombe (ed. and trans.), Oxford: Clarendon Press, 1979.
- Anselmus Cantuariensis, *De conceptu virginali et de originali peccato*, F. S. Schmitt (ed.), *S. Anselmi Opera Omnia*, Stuttgart-Bad Canstatt: fromann-holzboog, 1968.
- Davies, Brian, and G. R. Evans (eds.), *Anselm of Canterbury: The Major Works. On the Virgin Conception and Original Sin*, Oxford: Oxford University Press, 1998, pp. 357-389.
- Hopkins, Jasper, and Herbert Richardson (eds.), *Anselm of Canterbury. Trinity, Incarnation, and Redemption: Theological Treatises. On the Virgin Conception and Original Sin*, New York: Harper & Row, 1970, pp. 37-80.
- Eds., *Anselm of Canterbury*, vol. III: *The Virgin Conception and Original Sin*, Toronto and New York: The Edwin Mellen Press, 1976, pp. 139-179.
- ペトルス・アベラルドゥス『倫理学』大道敏子訳、上智大学中世思想研究所編『中世思想原典集成7 前期スコラ学』平凡社、1996年、525 - 586ページ。
- 『アンセルムス全集』古田暁訳、聖文舎、1980年
- カンタベリーのアンセルムス『祈りと瞑想』古田暁訳、教文館、2007年

二次文献

- Kemeny, Paul C., "Peter Abelard: An Examination of His Doctrine of Original Sin," in *Journal of Religious History*, vol. 16, no. 4 (December 1991), pp. 374-386.
- Toner, P. J., "St. Anselm's Definition of Original Sin," in *Irish Theological Quarterly* 3 (1908), pp. 425-436.
- Yamazaki, Hiroko, "Ordinis Pulchritudo and Evil in St. Anselm's *Cur Deus homo*," in P. Gilbert, H. Kohlenberger and E. Salmann (eds.), *Cur Deus homo. Atti del congresso Anselmiano internazionale, Roma 1998 (Studia Anselmiana 128)*, Potificio Ateneo S. Anselmo, Roma, 1999, pp. 709-715.
- 稲垣良典「トマス・アクイナスにおける自然理解の一側面—原罪論をめぐって—」、小山宙丸編『ヨーロッパ中世の自然観』創文社、1998年、168 - 186ページ。
- ゲオルク・クラウス「普遍的墮罪状態—原罪概念に代わる類語」村上喜良訳、上智大学神学会『神学ダイジェスト』第85号(1998年12月)、67 - 75ページ。
- スティーヴン・J・ダフィー「心の闇—問い直される原罪— (I)」山崎裕子訳、上智大学神学会『神学ダイジェスト』第73号(1992年12月)、42 - 56ページ。
- スティーヴン・J・ダフィー「心の闇—問い直される原罪— (II)」山崎裕子訳、上智大学神学会『神学ダイジェスト』第73号(1993年6月)、62 - 76ページ。
- マウルス・ハインリッヒ『創造と救い—人間論—教会論—』福田勤編訳、中央出版社、1983年
- 山崎裕子「アンセルムスの秩序論」、京大中世哲学研究会『中世哲学研究』17号(1998年)、18 - 25ページ。
- 山崎裕子「愛のひずみとしての悪—アンセルムスの『悪の哲学』—」、稲垣良典編『教養の源泉をたずねて—古典との対話—』創文社、2000年、65 - 79ページ。

(2011年11月16日)